2　政府の再保険事業に関して国が有する権利及び義務について、会社が承継する時期を定めることとした。（第二〇条関係）

3　政府の再保険事業に関して国が有する権利及び義務のうち、会社が国から承継しない権利及び義務の範囲を定めることとした。（第二一条関係）

4　独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が解散したときは、経済産業大臣は、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならないこと等を定めることとした。（第二二条関係）

5　会社が国及び日本貿易保険から承継する資産及び負債の価額を評価する評価委員に関し、評価委員の任命及び決議の方法等の必要な事項を定めることとした。（第二三条関係）

6　政府の再保険事業に関して国が有する権利及び義務のうち、会社が国から承継しない権利及び義務については、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の時において一般会計に帰属することとした。（第二五条関係）

7　役員等の選任及び解任等の決議の認可に関して、設立委員は、改正法の施行の日の前においても、認可の申請をすることができることを定めることとした。（第二六条関係）

六　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇特許法施行令及び特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（政令第五号）（経済産業省）

一　特許法施行令の一部改正関係

医薬品等に関する延長登録の制度に関する所要の規定を整備することとした。（第一条関係）

二　特許法等関係手数料令の一部改正関係

期間補償のための延長登録の出願をする者が納付すべき手数料を定めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日より施行することとした。

政　令

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年一月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条第一項、第十二条、第十三条第六項、第十四条第三項、第十六条、第二十四条第二項及び第二十六条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十八条）

第二章　経過措置（第十九条―第二十七条）

附則

第一章　関係政令の整備等

（貿易保険法施行令の一部改正）

第一条　貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一号」を「第四十三条第一号」に、「第三十一条第二項第一号」を「第四十八条第二項第一号」に改める。

第二条及び第三条を削る。

第一条の三の見出し中「独立行政法人日本貿易保険」を「株式会社日本貿易保険」に改め、同条中「第十三条第二項第二号」を「第十二条第二項第二号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の二を第二条とする。

第四条から第六条までを次のように改める。

（法第二十四条第二項の代わり社債券の発行）

第四条　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）は、社債券を失つた者に交付するために法第二十四条第二項の代わり社債券を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補塡することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。

（法第二十六条第二項の代わり社債券等の発行）

第五条　会社は、社債券又はその利札を失つた者に交付するために法第二十六条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券又は利札の番号を確認させ、かつ、当該社債券又は利札を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならない。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札若しくは当該失われた利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人たる政府が適当と認める者がその償還金額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人たる政府）が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人たる政府）に対し補塡することとなることが確実と認められる保証状を徴するものとする。